

令和6年度 橿原市職員選考試験受験案内

保育士・助産師・管理栄養士・社会福祉士
(一般任期付職員)

- 採用予定日：令和7年4月1日
- 申込受付期間：令和6年10月18日（金）午前9時～31日（木）午後3時
- 申込方法：インターネット（手順は後述）

【任期付職員とは】

橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例に基づき、専門的な知識経験を有する方について、任期を定めて常勤職員として任用する制度です。勤務条件（諸手当・勤務時間・休暇等）は、原則として任期の定めがない常勤職員と同様になります。

1 募集職種・採用予定人員・受験資格など

全職種共通の任期

- 令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年）
ただし、勤務成績を考慮して、令和12年3月31日までの範囲で任期を更新する場合があります。

全職種共通の受験資格

- 昭和40年4月2日以降に生まれた人

募集職種	採用予定人数	受験資格 (共通資格に加え以下を全て満たす人)	職務内容
保育士	16名程度	幼稚園教諭の免許及び保育士の資格を両方有する又は令和7年3月までに取得見込み・再授与予定の人	保育所・幼稚園・子ども総合支援センター等で、保育・教育・療育等に従事します。 クラス担任も行います。 また、経験により若手保育士や非常勤職員の指導・育成に従事します。
助産師	1名程度	助産師の免許を有する又は令和7年3月までに取得見込みの人	妊産婦や新生児の相談や訪問等の母子保健事業のほか、一般行政事務に従事します。
管理栄養士	2名程度	管理栄養士の免許を有する又は令和7年3月までに取得見込みの人	栄養、健康づくりに関する支援や食育事業等のほか、一般行政事務に従事します。
社会福祉士	1名程度	社会福祉士の資格を有する又は令和7年3月までに取得見込みの人	福祉全般に関する、指導・相談・調査などの業務のほか、一般行政事務に従事します。

◆受験資格要件を満たす人でも、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 檀原市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◆外国籍の人でも受験できます。ただし、就職が制限される在留資格の人は、採用されません。なお、「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わるものについては日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、任用される職務には一部制限があります。

◆上記資格要件を満たさない、又は令和7年3月までに受験資格に応じた免許・資格を取得できないまたは更新できない等の事項があれば、合格（採用）を取り消します。

◆受験者の試験成績が一定水準以下の場合は、採用人数が予定人数を下回ることがあります。

2 試験日程等

※日時・試験内容・会場等は、変更になる場合があります。

試験	日時	試験内容	会場等
第1次試験	表紙の申込受付期間中に 必要書類を提出	書類選考	—
第2次試験	11月下旬予定	個人面接	檀原市役所分庁舎 (内膳町1丁目1番60号)

◆合格発表の日程及び方法

第1次試験：11月上旬 第2次試験：12月上旬 合否に関わらず全員に通知します。

◆当委員会が指定した第2次試験の日時は、変更することができません。

3 給与・勤務条件等

給与	◆30歳以上かつ各職種としての勤務経験が3年以上ある方 給与月額 約255,000円（2年目年収 約430万円）＋経歴加算 ◆30歳未満または各職種としての勤務経験が3年未満の方 大学卒程度 給与月額 約208,000円（2年目年収 約354万円）＋経歴加算 短大卒程度 給与月額 約190,000円（2年目年収 約323万円）＋経歴加算 ※それぞれ地域手当を含む額 ・ 初任給は、採用前の経歴に応じて加算される場合があります。 ・ 採用後は、勤務実績等による昇給があります。 ・ 期末・勤勉手当（賞与に相当するもの）が、6・12月に支給されます（約4.4か月分）。 ・ 通勤手当、住居手当（賃貸のみ）、扶養手当等が、諸条件により支給されます。 ・ 給与は、「檀原市の一般職の職員の給与に関する条例」等に基づき支給されます。上記は令和6年4月時点の参考であり、採用までの条例改正等により、変更になることがあります。
勤務時間	8:30～17:15（12:00～13:00は休憩時間） ただし、勤務場所によって異なる場合があります。

勤務場所	本庁舎（八木町一丁目1-18）、分庁舎（内膳町一丁目1-60）、万葉ホール（小房町11-5）、保健センター（畝傍町9-1）、子ども総合支援センター（白檀町八丁目19-1） その他、市内の各施設に勤務する場合があります。
休日	土・日曜日、祝日、年末年始 ただし、勤務場所によって、変則勤務となる場合があります。
休暇	年次有給休暇（1年度20日）のほか、夏季休暇、ボランティア休暇、結婚休暇、病気休暇、子の看護休暇、短期介護休暇、女性の産休、出産に伴う男性の休暇等があります。その他、育休や時短勤務、介護休暇、病気やケガによる休職等の制度があります。
研修	奈良県市町村職員研修センターなどへの派遣研修のほか、庁内で企画する人権問題研修、階層別研修などを実施しています。
福利厚生	奈良県市町村職員共済組合の健康保険に加入します。 貸付・貯金等の事業、健康講座やライフプランセミナーを実施し、生活と健康をサポートします。

4 受験申込みの流れ

- （１） 本市ホームページに記載する URL より、必要事項を入力し申込を完了して下さい。
- （２） 申込完了後、システムから自動送信メールが届きます。試験終了まで大切に保管して下さい。
メールが届かない場合は、申込みが未完了の場合がありますので、必ずお問い合わせください。
- （３） 申込内容に不備がある場合、メール又は電話で連絡し、補正の指示をすることがあります。

- ◆自動送信メールが届いていない場合は、迷惑メールフォルダ等に振り分けられている可能性があります。該当フォルダを確認するか、各プロバイダにお問い合わせください。
- ◆申込みは24時間いつでも可能です。ただし、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない事由が生じた場合、事前の通知を行うことなくシステムを停止することがありますので、あらかじめご了承ください。
- ◆上記のシステム停止のほか、使用される機器や通信回線のトラブル、申込内容の不備など、応募者の事情による遅延などには、一切責任を負いません。**時間に余裕をもって手続きしてください。**

5 注意事項及び最終合格から採用まで

- ◆試験に関して、緊急のお知らせがある場合は、本市ホームページに掲載し周知します。
- ◆試験に関わる提出書類は、お返ししません。また、取得した個人情報については、採用活動以外の目的には使用せず、個人情報保護法に基づき適正に管理します。
- ◆最終合格者は、職種ごとに作成される採用候補者名簿に登載し、次の区分により採用します。
 - ① 採用候補者 令和7年4月1日付で採用します。
 - ② 補欠合格者 有効期間中に欠員などが生じ、補充が必要であるときに限り、採用します。
(補欠合格者の有効期間は、該当者に文書で通知します。)
- ◆この受験案内に記載すること以外、試験に関するお問い合わせは一切お答えいたしかねますので、ご了承ください。

6 檀原市はこんな人を求めています

『檀原市人材育成基本方針』めざすべき職員像 より



市民志向

市民感覚を持ち、市民から信頼される職員

- かしはら愛（郷土愛）をもち、高い倫理観とともに市民の目線で行動する職員
- 広い視野と豊かな想像力でニーズを把握し、質の高いサービスを提供する職員
- 常に人権意識を持ち、豊かな人間性を発揮する職員

チャレンジ志向

未来感覚を持ち、誇りと喜びを感じながら果敢に挑戦する職員

- 常に変革の意識をもって新しい課題や困難な課題に果敢にチャレンジする職員
- 個性あるキャリアデザインを設定し、仕事を通じて自己実現ができる職員
- 主体的に自己啓発に努め、自らの資質・能力を向上させる意欲のある職員

経営志向

コスト感覚に優れ、豊かなコミュニケーションでマネジメントできる職員

- 高いコスト意識や経営感覚をもって政策を立案・実行できる職員
- スピード感覚をもって自らの役割を果たし、より高い組織目標を達成できる職員
- より良い人間関係を作り、主体性をもってチームに貢献する職員

<お問い合わせ>

〒634-8586 檀原市八木町1丁目1番18号 檀原市役所人事課内
檀原市採用試験委員会 電話 0744-22-4001（内線131）